に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考一中「第70条の２の２第13項」を「第70条の２の２第15項」に改め、同表の備考２⑶ロ中「第70条の２の２第10項」を「第70条の２の２第12項」に改め、同表の備考２⑶ハ中「同条第10項第２号」を「同条第12項第４号」に改め、同表の備考２⑶に次のように加える。

ニ　「管理残額の合計額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第70条の２の２第10項第２号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者の管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記⑶ロの終了の事由が同条第12項第４号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

別表第十一㈹の備考２⑸を同表の備考２⑹とし、同表の備考２⑷中「第40条の４の３第21項」を「第40条の４の３第26項」に、「同条第28項」を「同条第33項」に改め、同表の備考２⑷を同表の備考２⑸とし、同表の備考２⑶の次に次のように加える。

⑷　「管理残額に関する事項」の欄の「死亡した贈与者の氏名」、「死亡年月日」及び「管理残額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき法第70条の２の２第10項第２号の規定の適用があつたときは、当該死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び当該贈与者に係る管理残額をそれぞれ記載すること。

別表第十一㈹の備考２に次のように加える。

⑺　死亡した贈与者が３以上ある場合には、それぞれの死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額を「（摘要）」の欄に記載すること。

別表第十一㈠中「第70条の２の３第１項の規定の適用を受けたい」を「第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けたい」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考一中「同条第１項」を「同条第１項本文」に改め、同表の備考２⑷及び⑹イ中「第70条の２の３第１項」を「第70条の２の３第１項本文」に改める。

別表第十一㈡中「第70条の２の３第１項の規定の適用を受けたい」を「第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けたい」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考一中「第70条の２の３第１項」を「第70条の２の３第１項本文」に、「同項の」を「同項本文の」に改め、同表の備考２⑷及び⑸イ中「第70条の２の３第１項」を「第70条の２の３第１項本文」に改める。

別表第十一㈢中「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等」を「下記の事情により、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等」に、「減少することとなつたので」を「減少し、又は当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので」に、

「非課税拠出額が減少することとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」

を

「非課税拠出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考一中「又は」を「若しくは」に改め、「、遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「取消し等」を「取消し」に改め、「場合」の次に「又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは当該結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同表の備考２⑶中「第70条の２の３第１項」を「第70条の２の３第１項本文」に、「取消し等」を「取消し又は上記１の遺留分侵害額の請求（以下この表において「取消し等」という。）」に改め、同表の備考２⑸中「減少する」を「減少し、又は遺留分侵害額の請求がされる」に改める。

別表第十一㈣中「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等」を「下記の事情により、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等」に、「ないこととなつたので」を「なくなり、又は当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので」に、

「非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」

を

「非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の備考一中「又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与により取得した金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の次に「又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは当該結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同表の備考２⑶中「第70条の２の３第１項」を「第70条の２の３第１項本文」に改め、同表の備考２⑷中「ない」を「なくなり、又は遺留分侵害額の請求がされる」に、「全部につき遺留分による減殺」を「額に相当する額の遺留分侵害額」に改める。

別表第十一㈤、別表第十一㈥及び別表第十四㈠の備考一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「電磁的記録印刷書面」を「当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条第一項中「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第二項中「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に、「掲げる」を「定める」に、「新法」を「租税特別措置法」に改め、「（以下この項において「同じ」）及び「又は情報が記録された電磁的記録」を削り、同条第三項中「による確認」の下に「又は番号利用法整備法第八条第六項の規定による確認」を加え、「同項に」を「番号利用法整備令第八条第十五項に」に、「同項の」を「同条第十四項の」に、「名称又は」を「名称若しくは」に改め、「受けた旨」の下に「又は番号利用法整備法第八条第六項の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した旨」を加える。